

③教育方法の特例による授業は、平日においては6校時以降（表Ⅱ－1参照）、土曜日、または夏季及び冬季休業期間中に実施する。

2) 教職実践専攻の場合

①修業年限2年のうち、第1年次は在職校等における勤務を離れて大学院での学業に専念し、課程修了に必要な46単位のうち、ミドルリーダー養成コースにおいては、42単位以上、教育実践開発コースにおいては、31単位以上を修得する。

②第2年次は、在職校等に復帰し勤務しながら残りの単位を修得するとともに、研究科の指定した日に登校して、必要な授業等を受けるものとする。

③第2年次の特例による授業は、夜間又は夏季・冬季休業期間中等に実施する。

(2) 長期履修学生の制度（学校教育専攻のみ）

本研究科では、職業（定職）を有する学生は、大学院学則及び弘前大学大学院長期履修学生に関する規定（学生便覧に掲載）に基づき、あらかじめ履修計画を立て、それが承認されれば、授業料の負担増無く、履修期間を4年まで延長することができる。

不明の点は、教育学部教務担当に問い合わせること。

(3) 教育職員免許取得プログラム（学校教育専攻のみ）

本プログラムは、前項の長期履修制度を活用し、本研究科の教育課程の他に学部科目の履修が許可され、新たな教育職員免許状取得が可能となる制度である。

標準年限を3年間に設定しているが、入学前の単位の修得状況により在学期間を短縮することも可能となるため、教育職員免許状取得のための必要単位は教育学部教務担当に問い合わせ、履修計画に関しては指導教員と相談すること。

4. 教育職員免許状の取得について

本研究科では、教育職員免許法に基づき、学生の有する基礎資格と履修した授業科目に応じて、修了時に教育職員専修免許状を取得することができる。

取得できる免許状の種類は、研究科規程別表第5に示された通りで、必要な基礎資格、及び免許法に定められた科目の区分と最低修得単位数は表Ⅰ－1の通りである。科目の区分と本研究科の授業科目の対応関係については、Ⅱ.の2.の(4)を参照のこと。

表Ⅰ－1 専修免許状取得のための条件

免許状の種類	基礎資格	最低修得単位数	科目の区分
小学校教諭専修免許状	修士の学位及び小学校教諭一種免許状を有すること	24	教科又は教職に関する科目
中学校教諭専修免許状	修士の学位及び中学校教諭一種免許状を有すること	24	教科又は教職に関する科目
高等学校教諭専修免許状	修士の学位及び高等学校教諭一種免許状を有すること	24	教科又は教職に関する科目
幼稚園教諭専修免許状	修士の学位及び幼稚園教諭一種免許状を有すること	24	教科又は教職に関する科目
養護教諭専修免許状	修士の学位及び養護教諭一種免許状を有すること	24	養護又は教職に関する科目
特別支援学校教諭専修免許状	修士の学位及び特別支援学校教諭一種免許状を有すること	24	特別支援教育に関する科目